

令和5年狛江市教育委員会第2回定例会会議録

日 時 令和5年2月8日(水) 15:00～15:30

場 所 4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 佐藤 正志・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 上田 智弘

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

学校教育課長 植木 崇晴

傍 聴 1名

1 審議事項

(1) 議案第1号

狛江市立学校長及び副校長人事の内申について

(2) 議案第2号

狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

(3) 議案第3号

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

(4) 議案第4号

狛江市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 報告事項

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

な し

3 追加報告事項

－事務報告－

(1) 令和5年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について

教育長

ただいまから、令和5年狛江市教育委員会第2回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「小川委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第1号「狛江市立学校長及び副校長人事の内申について」、審議します。

なお、本件は人事案件となりますので、狛江市教育委員会会議規則第12条の規定に基づき、会議を非公開とすることとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、議事が終了するまでの間、会議は非公開とすることとします。

付議案件（1）議案第1号「狛江市立学校長及び副校長人事の内申について」、審議します。

<非公開>

教育長

他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りします。付議案件（1）議案第1号「狛江市立学校長及び副校長人事の内申について」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、付議案件（1）議案第1号を承認します。ここで会議の非公開を解きます。

次に、付議案件（2）議案第2号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、令和5年度要保護児童生徒援助費補助金の単価が引き上げられたこと等に伴い、必要な事項を改めるものです。なお、付議案件（3）議案第3号「狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」も関連する事項ですので、一括して審議します。本件は、令和5年度特別支援教育就学奨励費補助金の単価が引き上げられたこと等に伴い、必要な事項を改めるものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件につきましては、文部科学省より、令和5年度要保護児童生徒援助費補助金の単価及び令和5年度特別支援教育就学奨励費補助金の単価が引き上げられたことに伴い、市における該当の支給項目について金額を改めるものです。

まず、議案第2号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」は、該当する支給項目である「新入学学用品費」及び「新入学学用品費（入学前支給）」について、現行の中学生60,000円から63,000円に引き上げています。また、体育実技用具費について、学校の実情に即した支給をするため、対象学年を「中学校第1学年及び転入生」から「中学校全学年」に改めています。

次に、議案第3号「狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」は、該当する支給項目である「新入学学用品費」について、現行の中学生57,980円から60,980円に引き上げています。また、議案第2号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」と同様、体育実技用具費について、対象学年を「中学校全学年」に改めています。

なお、両規則とも、公布の日から施行することとしています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 現在の社会情勢の中で、各家庭の生活は苦しい状況もあるのではと想像される中で、就学援助費が引き上げられるのは喜ばしいことだと思っております。なぜこの時期の改正になったのか、4月の就学予定者から施行されるのか、そして「体育実技用具費について、学校の実情に即した支給をするため」とは具体的にどのようなことなのかの3点を教えていただきたい。

学校教育課長 新入学学用品費については、令和5年度入学前に支給するため、この時期の改正となります。体育実技用具費は、具体的には保護者が柔道着の購入に要する費用を指しています。柔道着は従来、中学校第1学年に購入するものですが、コロナ禍において第1学年時に柔道を行うことができず、第2学年以降に初めて柔道着を購入するケースが発生しております。こういった実情に対応するために、対象学年を中学校第1学年及び転入生から中学校全学年に改定させていただきます。

佐藤委員 ぜひ子どもたちと各家庭の状況に応じた支援をお願いしたいと思います。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（２）議案第２号「狛江市就学援助費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」及び付議案件（３）議案第３号「狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（２）議案第２号及び付議案件（３）議案第３号を承認します。

次に、付議案件（４）議案第４号「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、狛江市立学校の学校医等の補償基礎額を改めるものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件につきましては、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」が令和４年１２月２２日に公布され、同日付けで施行されたことに伴い、狛江市立学校の学校医等の補償基礎額を改めるものです。

経験年数５年未満の学校医・学校歯科医が、7,023円から7,194円に、学校薬剤師が6,117円から6,240円に、経験年数５年以上１０年未満の学校医・学校歯科医が8,724円から8,820円に、学校薬剤師が7,215円から7,260円に、経験年数１０年以上１５年未満の学校医・学校歯科医が11,448円から11,481円に、学校薬剤師が8,937円から8,943円となります。

なお、本規則は公布日から施行し、令和４年４月１日からの遡及適用となります。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（４）議案第４号「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（４）議案第４号を承認します。
 これで予定していた議事は全て終了となりますが、ここで当初予定の議事日程に報告事項を１件、追加したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、報告事項を１件、追加いたします。
 追加議事日程（１）事務報告１「令和５年学校保健安全法第２０条に基づく臨時休業について」、報告を求めます。

学校教育課長 学校保健安全法第２０条に基づく臨時休業について、資料のとおり実施しました。
 学校関係者の濃厚接触者及びクラスター等の発生は確認されていません。

教育長 それでは、追加の事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 狛江第一中学校は２月１日から３日間休業としていましたが、現在の状況を教えてください。

学校教育課長 先週の金曜日まで休業としましたが、今週に入ってから各クラスの体調不良の生徒は１～２名となっており、他の学年や学校全体に広がっていくような傾向はありません。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、以上をもちまして、令和５年狛江市教育委員会第２回定例会を閉会します。